

# 清瀨市分別収集計画（第11期）

令和7年6月

清 瀨 市

# 目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定 める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定 める物の量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	6

# 清瀬市分別収集計画（第11期）

## 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の構築を維持するためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

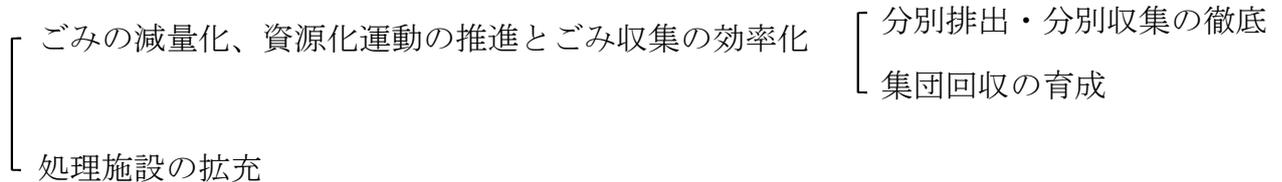
当市では、平成13年6月より市指定収集袋（有料）制度を実施し、指定袋でごみの収集を行い、ごみ減量と更なる資源への分別を推進している。

また、平成18年10月から「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条」（以下、容器包装リサイクル法という）の規定に基づいて容器包装プラスチック類を不燃ごみから分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、市民、事業者、行政それぞれが役割と責任を持ち、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。本計画の推進により、循環型の廃棄物処理が具体化されると共に、最終処分場を始めとする廃棄物処理施設の延命化が図れるものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

容器包装廃棄物のリユース、リデュース、リサイクルを基本とした地域社会づくりを目指し、分別の徹底と集団回収などリサイクル意識の向上等、環境に負荷を与えないごみ処理を行い資源循環型社会の構築を図る。



## 3 計画期間

本計画の期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

#### 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス容器（無色・茶色・その他）、飲料用紙容器、段ボール、紙容器包装、ペットボトル、容器包装プラスチック類を対象とする。

#### 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

単位：t

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	2,923	2,929	2,923	2,922	2,918

#### 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施するにあたっては、市民・事業者・再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

また、廃棄物減量等推進員によるリサイクル活動を推進する。

##### ア 環境教育、啓発活動の充実

環境、ごみ問題についての市民意識が高まっている中、一層の環境教育や啓発活動が重要となっている。これに伴い、環境市民スクールでの分別教室やコンポスト教室の実施や学校における副読本を活用した教育、ごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して最終処分場の逼迫、処理経費の急増等ごみ処理の厳しい状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。

##### イ 過剰包装等の抑制

エコストア制度を活用し、過剰包装の自粛や買い物袋の推奨等スーパーマーケットや小売店での排出抑制に取り組む。（簡易包装協力店指定制度や、優良店表彰制度を導入するなど、スーパーマーケット等小売店での包装の簡素化を推進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、柳泉園組合及び委託業者が有する再生施設や収集機材等を勘案し収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		かん
主としてアルミ製の容器		
主としてガラス製の容器	無色のガラス容器	ガラスびん
	茶色のガラス製容器	
	その他のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）		飲料用紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		飲料用紙パック、段ボール以外の紙容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又は醤油等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装で上記以外のもの		ペットボトル以外のプラスチック製容器包装（白色トレイ含む）

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(第8条第2項第4号)

単位：t

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
主としてスチール製の容器	70	70	70	70	69
主としてアルミ製の容器	136	135	134	134	132
無色のガラス製容器 ※1	合計	合計	合計	合計	合計
	254	254	252	250	249
	引渡数量 独自処理				
	0 254	0 254	0 252	0 250	0 249
茶色のガラス製容器 ※1	合計	合計	合計	合計	合計
	132	132	131	130	129
	引渡数量 独自処理				
	0 132	0 132	0 131	0 130	0 129
その他のガラス製容器 ※1	合計	合計	合計	合計	合計
	164	164	163	162	161
	引渡数量 独自処理				
	0 164	0 164	0 163	0 162	0 161
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	10	9	9	9	9
主として段ボール製の容器包装	718	724	725	728	729
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	合計	合計	合計	合計	合計
	74	74	74	75	75
	引渡数量 独自処理				
	0 74	0 74	0 74	0 75	0 75
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又は醤油等を充てんするためのもの	合計	合計	合計	合計	合計
	250	248	245	243	241
	引渡数量 独自処理				
	250 0	248 0	245 0	243 0	241 0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	合計	合計	合計	合計	合計
	1,113	1,119	1,120	1,122	1,123
	引渡数量 独自処理				
	1,113 0	1,119 0	1,120 0	1,122 0	1,123 0

※1 一部事務組合に搬入される独自処理には、指定法人に引き渡される容器包装廃棄物が含まれる。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{ごみ原単位} \times \text{将来人口} \times 365 \text{日} \div 1,000,000$$

※ごみ原単位および将来人口は清瀬市一般廃棄物処理基本計画等より抜粋

将来人口推計				
令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
73,227 人 (対前年度比) 99.6 %	72,914 人 (対前年度比) 99.6 %	72,602 人 (対前年度比) 99.6 %	72,289 人 (対前年度比) 99.6 %	71,914 人 (対前年度比) 99.5 %

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会や市民団体による集団回収が進んでいる古紙等については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階	備考
かん	スチール	かん	委託による 拠点収集	柳泉園組合	
	アルミ				
びん	無色ガラス	びん			
	茶色ガラス				
	その他ガラス				
紙	段ボール	段ボール		直営による 拠点収集	
	紙パック	紙パック			
	主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		古紙		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託による 戸別収集		
	容器包装プラスチック (白色トレイ含む)				

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

かん、びんについては、柳泉園組合のリサイクルセンターで選別、圧縮、保管しているが、容器包装プラスチック類、ペットボトルの分別収集については、委託業務で実施している。

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器等	中間処理
スチール	かん	コンテナかご	柳泉園組合リサイクルセンター（選別・圧縮保管施設）
アルミ			
無色ガラス	びん		
茶色ガラス			
その他ガラス			
段ボール	段ボール	十文字に縛る	再生業者
その他の紙	雑誌・雑紙		
紙パック	紙パック	専用回収容器	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	古紙	十文字に縛る	
ペットボトル	ペットボトル	透明・半透明の袋	
容器包装プラスチック（白色トレイ含む）	プラスチック	指定収集袋	

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

市民や事業者の意見・要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民や事業者、行政からなる廃棄物減量等推進審議会により推進体制を整備する。